

周南市教育支援センター条例制定について

周南市教育支援センター条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市教育支援センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、小学校又は中学校の不登校の児童生徒の自立心を培い、当該児童生徒の学校生活への復帰を目指すとともに、当該児童生徒、保護者及び教職員からの相談に係る助言、支援等の事業を実施するため、周南市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
周南市教育支援センター	周南市楠木2丁目9番1号

(事業)

第3条 教育支援センターは、次の事業を行う。

- (1) 児童生徒の学習支援に関すること。
- (2) 児童生徒の集団活動に対する指導、支援等に関すること。
- (3) 児童生徒、保護者及び教職員からの相談に係る助言、支援等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(職員)

第4条 教育支援センターに、教育指導員及び補助員を置く。

(守秘義務)

第5条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用の決定)

第6条 教育支援センターの利用は、必要に応じ児童生徒、保護者、学校及び教育委員会が協議し、教育長が決定するものとする。

(管理運営)

第7条 教育支援センターは、教育委員会が管理運営する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。